



平成 28 年 9 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎  
(コード番号：6079 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長 白土 朋之  
(TEL. 03-5284-8326)

### 当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の 指定解除に関するお知らせ

本日、当社は株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）より、平成 28 年 9 月 24 日付で当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）指定解除日  
平成 28 年 9 月 24 日

2. これまでの経緯

当社は、平成 26 年 12 月 12 日及び 19 日に不適切な会計処理に関する第三者調査委員会の調査報告書を開示するとともに、同月 12 日に、平成 25 年 12 月期第 3 四半期から平成 26 年 12 月期第 2 四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書等を提出しました。

本件は、電源開発事業における与信管理体制等の不備や内部監査・監査役監査の実効性が不十分である状況に加え、当時の代表者らに対する取締役会の監視・牽制機能が有効に働いておらず、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、平成 27 年 1 月 29 日に東京証券取引所より当社株式は特設注意市場銘柄に指定されました。

当該指定から 1 年を経過した後に、当社は内部管理体制確認書を東京証券取引所に提出しました。その結果、当社は、与信管理体制の見直し、内部監査体制の整備及び監査役の監視機能の強化など、改善に向けた取組みが行われていることが認められました。他方で、社外取締役の増員などの取締役会の機能強化に向けた取組みも認められましたが、当時の代表者らに対する取締役会の監視・牽制機能の有効性に関連して、なお確認する必要があると東京証券取引所が判断し、平成 28 年 5 月 31 日に当該指定の継続を受けました。

平成 28 年 7 月 29 日には、当該指定から 1 年 6 ヶ月が経過することになるため、東京証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されました。

当社は、当該指定から 1 年 6 ヶ月を経過した平成 28 年 7 月 29 日に内部管理体制確認書を東京証券取引所に再提出し、審査を受けておりました。

3. 解除の理由

本日、東京証券取引所より、平成 28 年 7 月 29 日に再提出した内部管理体制確認書の内容等を確認したところ、特設注意市場銘柄指定継続の原因となった取締役会の監視・牽制機能の有効性に関連した当社の取組みが適切に行われていることが確認できたこと、また、その

他に、特設注意市場銘柄指定となった原因の改善状況を含め、内部管理体制等に問題があると認められないため、当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定を平成28年9月24日付で解除する旨の通知を受けました。

当社株式の特設注意市場銘柄および監理銘柄（審査中）の指定により、株主、投資家及び取引先の皆様をはじめ、市場関係者並びにステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしました。

当社は、今後も再発防止に尽力するとともに、全社員一丸となって、業績の向上及び信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

皆様のご期待に添えますよう内部管理体制の更なる強化を図る所存でございますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上